

【説明事項 兼 同意誓約事項】 補助制度の注意点について

1 補助金交付申請書の提出時期について

補助金交付申請書は、着工予定日の1か月前の提出をお願いします。

交付決定前に工事に着手した場合は、補助金の支給は受けられません。

【事務処理期間の目安】

- ・暴力団排除条例に係る警察機関への照会（暴排照会） 20日程度
- ・申請書類等審査事務（事前着工検査を含む。） 暴排照会后10日程度

※申請書に不備がある場合は、交付決定の時期は目安より遅くなります。

2 補助金交付申請書及び実績報告書並びにその添付書類について

補助金交付申請書及び実績報告書を提出する際には、添付書類を含めた書類一式について 虚偽及び不正の手段がないことを誓約のうえ、ご提出いただきます。

このため、市に提出する前に必ず 事実と相違がないか、申請書及び実績報告書の書類一式について、内容の確認をお願いします。

提出書類一式（見積書及び請求書の金額、配置配管図及び確認検査表等）の 内容に虚偽がある場合は、補助金の支給はできません（申請の取り下げ、不交付決定、交付決定の取消及び補助金の返還命令）。

（1）配置配管図について

令和7年度から水回りの位置変更がある場合については、補助事業の対象外となります。

このため、浄化槽設置届出書及び補助金交付申請書に添付する配置配管図については、必ず 現場確認を実施のうえ、正確な図面を提出してください。

- ・申請前及び工事完了後に全ての水回りから水を流し、正確な事実を把握したうえで、書類を提出してください。
- ・完了検査で 図面にない水回り、申請日時点の配置配管図と位置が異なる水回りの存在が判明した際は、原則、補助対象外事業と判断することになります。
- ・この場合、補助金の交付決定を取り消すことになるため、配置配管図の作成には、細心の注意を払うようお願いします。

（2）見積書及び請求書について

申請書等の添付書類である見積書及び請求書については、補助対象外経費も含めた全ての経費を記載してください。また、工事費用の内訳については、具体的かつ数量が明確に分かるように記載してください。

※敷地内のトイレが屋外のくみ取り便槽のみで、屋内に移設する際は、そのトイレ設置費用（補助対象外経費）も見積書、請求書及び工事請負契約の金額に含めてください。

なお、以下の2点については、特に御注意ください。

①申請者から施工業者への支払額と見積書及び請求書が 同額 であること

②申請者から施工業者への支払額と申請書の添付する工事請負契約の金額が 同額 であること

当該2点について、事実と異なるときは、虚偽報告と見做され、補助金の不支給となりますので、御注意ください。

(3) 確認検査表について

令和7年度から確認検査表において、補助事業の完了を誓約していただきます。完了検査時に確認検査表のチェック項目について事実と異なる事項が確認された場合は、補助金の不支給及び減額となることがありますので、御注意ください。

- ・完了検査（現地調査）実施時にチェック項目の内容及び補助事業の執行状況について確認します。
- ・完了検査で確認した事実と実績報告の内容が異なる場合は、補助金の不支給又は減額となります。
- ・このため、実績報告提出後に新しい水回りの増設や申請内容と異なる事業の実施は行わないでください。

3 宅内配管工事について

(1) 宅内配管工事費を請求しない場合の注意点

宅内配管工事費を補助対象経費として申請しない場合においても、補助事業完了（工事完了日）時点及び完了検査（現地調査）実施時点で全ての水回りが浄化槽に接続されていることが必要です。また、同様の場合において、水回りの位置変更がなされている場合は、補助事業の対象外となり、交付決定を取り消すこととなりますので、御注意ください。

(2) 宅内配管工事の実施業者について

宅内配管工事は浄化槽設置工事に附帯する工事であるため、その実施業者は、浄化槽設置工事業者と同一である必要があります（申請時に施工体制が確認できる書類に記載のある下請け業者は可）。このため、浄化槽設置工事と宅内配管工事を異なる業者に発注することはできませんので、御注意ください。

※宅内配管工事の見積書及び請求書の発行は、必ず浄化槽設置工事業者が実施してください。

4 既存配管等について

既存配管等を使用する場合で、汚水の停滞、漏水及び雨水の流入等の不備がある場合は、必ず改善措置をとってください（宅内配管工事費を補助対象経費として申請しない場合も同様）。

5 露出配管について

既設配管を含め、露出配管は認めていません。露出配管にせざるを得ない場合は、理由を明らかにしたうえで、事前に市に御相談ください。

6 既設の単独処理浄化槽の状態について

補助事業の対象となるのは、汚水処理の未普及の解消につながる転換です。このため、空家等で使用されていない既設の単独処理浄化槽において、浄化槽に亀裂があり水を張れない

状態にあるものや汚水の流入又は処理水の放流ができない状態にある単独処理浄化槽からの転換は、補助事業の対象外となります。

7 既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽の撤去について

既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽は、転換の際に必ず撤去してください。重機が入らない、費用がかかる等の理由で、そのまま埋めることは、廃棄物の不適正処理に該当します。どうしても撤去ができない場合（一部撤去できない場合も含む。）は、理由を明らかにして、申請前に市に御相談ください。

8 交付決定後の事業変更

交付決定後に事業内容を変更する場合は、必ず事前に市の承認が必要です。

市の承認を受けずに着工した場合は、**補助金の不支給又は減額となります**ので、必ず事前に市に相談のうえ、承認申請書（様式第4号）を提出してください。

・事業変更にあたる場合の例

- (1) 配置配管の敷設について、申請時の計画（図面）から変更しようとするとき
- (2) 補助対象経費の算定根拠（設置工事、単独処理浄化槽等撤去工事、宅内配管工事の見積額）等を変更しようとするとき
- (3) 事業計画期間を変更しようとするとき

※判断に迷う事例がある場合は、必ず事前に市に御相談ください。

9 実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、**工事完了後 30 日以内又は 2 月 10 日**です。期限までに、**補助事業を完了し、必要な全ての書類が提出されていない場合は、補助金の支給が受けられません**ので御注意ください。

※提出期限日が市の休日に当たる場合は、その1営業日前までの提出が必要です。

10 工事写真について

工事写真については、①施工前、②施工中、③施工後、④撤去前、⑤撤去後の写真を必ず提出してください。

工事写真がなく、実施の確認がとれない事項については、**補助金の支給ができません**ので、御注意ください。

工事写真の撮り方については、4月1日以降に市HPにアップロードされるマニュアルを御参照ください。

11 現地調査の実施

従前より事前着工検査（事前連絡なし）及び完了検査（事前連絡あり）等を実施しています。事前着工検査及び完了検査以外にも**事前連絡なしで現地調査を実施する場合があります**が、調査の拒否等を行わないようにお願いします。なお、**調査を拒否した場合、要綱に定め**

る補助金の交付決定の取消事由に該当しますので、御協力をお願いします。

※現地調査では、申請者様の敷地に入らせていただき、既設の浄化槽等（排水設備）について確認する場合がありますので、予め御了承ください。

12 補助金の不交付決定、減額、交付決定取消事由（再掲）

補助金の申請、事業実施で不支給となる事例は以下のとおりですので、特に御注意ください。

- (1) 申請書、実績報告書及びその添付書類の内容に虚偽がある。
 - ・見積書、請求書の額と申請者の施工業者への支払費用が異なる。
 - ・申請時の配置配管の予定図と完了検査時の配置配管が異なる。
 - ・完了検査の実施により実績報告時の確認検査表の内容に虚偽が判明した。
- (2) 期日までに実績報告書及びその添付書類一式が提出されない。

※全ての書類が揃わない場合は、交付決定が取り消されます。

※実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
- (3) 交付決定前に工事に着手した。
- (4) 完了検査（現地調査等）で申請時又は実績報告時の内容と異なる事実が判明した。
 - ・補助事業として交付決定した内容と異なる事業の実施
（水回りの位置変更・増設や全ての水回りが浄化槽に接続されていない等）
- (5) 交付決定後に変更承認を受けずに補助事業の内容を変更した。
 - ・配置配管計画の変更
 - ・見積額の内訳、金額の変更
 - ・補助事業の完了予定年月日の変更 等
- (6) 実績報告に提出が必要な工程写真を添付していない。
 - ・写真の撮り忘れ
 - ・提出期限までに提出できていない
- (7) 現地調査を拒否した。

上記事項について、理解しました。また、その内容についても同意のうえ、静岡市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定を遵守し、適切かつ適正に事業を執行することを誓約します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 _____
氏名 _____
電話 _____